

一般社団法人 日本物理学会

JABEE 委員会規定

2001年10月13日 第416回理事会承認

2015年6月13日 第586回理事会 一部変更

(目的)

1. 日本物理学会は日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education, 以下 JABEE という）が行う技術者教育の認定に関する基準作成、審査その他 JABEE の活動に関する本会の対応について検討するために理事会の下に「JABEE 委員会」を置く。

(委員会の構成、委員の委嘱)

2. 本委員会は十名内外の委員をもって構成する。委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員長は会長が指名し副委員長は委員長が指名する。

(任期)

3. 委員の任期は毎年4月から翌年3月までの1年間とし、重任することができる。

(職務)

4. 本委員会は理事会の信任を受けて JABEE の活動全般に対する本会の対応について検討を行う。また技術者教育に関する事項についても検討を行うことができる。委員長、副委員長および委員は JABEE ならびに関連学協会との連絡・協議会に本会を代表して出席する。

(委員長)

5. 委員長は会議を招集し議長となる。副委員長は委員長を補佐し委員長が病気または不在の場合に委員長の任務を行う。

(規則の変更)

6. 本規則の変更は理事会が行う。

変更履歴

2015年6月13日 規定名称「社団法人」→「一般社団法人」
任期「9月から翌年8月」→「4月から翌年3月」